

改
正
案

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事をもつて充てる。

③ ② 法務大臣は、検事正の職にある検事が年齢六十三年に達したときは、他の職に補するものとする。

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。
(新設)

する検事について、当該検事の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該検事を他の職に補することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として法務大臣が定める準則（以下この条において単に「準則」という。）で定める事由があると認めるとときは、当該検事が年齢六十三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該検事を引き続き当該検事が年齢六十三年に達したときに占めていた職を占めたまま勤務させることができる。法務大臣は、前項又はこの項の規定により延長した

期限が到来する場合において、前項の事由が引き続
あると認めるときは、準則で定めるところにより、延
長した期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内
(その範囲内に第二十二条第一項に規定する退官すべ
き期日がある検事にあつては、延長した期限の翌日か
ら当該退官すべき期日までの範囲内)で期限を延長す
ることができる。

(5) 法務大臣は、前二項の規定により検事正として勤務させる期限を延長した検事については、当該期限の翌日に他の職に補するものとする。ただし、第二十二条

（新設）

(傍線部分は改正部分)

第三項の規定により読み替えて適用する国家公務員法
(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の七第一項の規定により当該検事を定年に達したときに占めたいた職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

⑥ 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項及び前項の規定により他の職に補するに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の職に補することに關し必要な事項並びに第三項及び第四項の規定による年齢六十三年に達したときに占めていた職を占めたまま勤務すべき期限の延長に關し必要な事項は、準則で定める。

⑦ 法務大臣は、年齢が六十三年に達した検事を検事正の職に補することができない。

⑧ 檢事正は、庁務を掌理し、かつ、その庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事をもつて充てる。

② 前条第二項から第七項までの規定は、上席検察官について準用する。

③ 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その府の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その府に属する検事又は副検事(副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事)が庁務を掌理し、かつ、その府の職員を指揮監督する。

(新設)

② 檢事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。

(新設)

② 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その府の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その府に属する検事又は副検事(副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事)が庁務を掌理し、且つ、その府の職員を指揮監督する。

第十一条 檢事総長、検事長又は検事正は、その指揮監

第十一条 檢事総長、検事長又は検事正は、その指揮監

督する検察官に、第七条第一項、第八条又は第九条第八項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、検察官に任命することができない。

一・二 (略)

② 前項の規定により検察官に任命することができない者はほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条の二 検察官については、国家公務員法第六十条の二の規定は、適用しない。

第二十二条 検察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

② 検事総長、次長検事又は検事長に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」とあるのは「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務されることについて

督する検察官に、第七条第一項、第八条又は第九条第二項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

(新設)

人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とあるのは「検察庁法第二十二条第五項又は第六項の規定により次長検事又は検事長として勤務させることは、これらの規定により次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した職員であつて、定年に達した日において次長検事又は検事長として勤務している職員については、これらは、これらの規定により次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて内閣の定める場合に限るものとし、同条第二項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則で」とあるのは「内閣が」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する前項第一号」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とあるのは「が定年に達した日（同条第二項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する次長検事又は検事長にあつては、年齢が六十三年に達した日）」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。

③ 檢事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるのは「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」とあるのは「を当該職員が定年に達した日」と、同項ただし書中「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であ

（新設）

つて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日」とあるのは、「検察庁法第九条第三項又は第四項（これらの規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した検事であつて、定年に達した日において検事正又は上席検察官の職を占める職員については、同法第九条第三項又は第四項の規定により検事正又は上席検察官として勤務させる期限を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて法務大臣が定める準則（以下単に「準則」という。）で定める場合に限るものとし、同法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用するこの項本文に規定する期限は、当該職員が年齢六十三年に達した日」と、同項第一号及び同条第三項中「人事院規則」とあるのは「準則」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「**検察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する前項第一号**」と、「人事院の承認を得て」とあるのは「準則で定めるところにより」と、同項ただし書中「に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とあるのは「が定年に達した日（**同条第三項の規定により読み替えて適用する前項ただし書に規定する検事にあつては、年齢が六十三年に達した日**）」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。

<p>次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。</p>
<p>⑤ 内閣は、前項の規定にかかわらず、年齢が六十三年に達した次長検事又は検事長について、当該次長検事又は検事長の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該次長検事又は検事長を検事に任命することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由があると認めるときは、当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日の翌日起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該次長検事又は検事長を引き続き年齢六十三年に達したときに占めていた官及び職を占めたまま勤務させることができる。</p>
<p>⑥ 内閣は、前項又はこの項の規定により延長した期限が到来する場合において、前項の事由が引き続きあると認めるときは、内閣の定めるところにより、延長した期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内（その範囲内に第一項に規定する退官すべき期日がある次長検事又は検事長にあつては、延長した期限の翌日から当該退官すべき期日までの範囲内）で期限を延長することができる。</p>
<p>⑦ 内閣は、前二項の規定により次長検事又は検事長として勤務させる期限を延長した次長検事又は検事長について、当該期限の翌日に検事に任命するものとする。ただし、第二項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第八十一条の七第一項の規定により当該次長検事又は検事長を当該次長検事又は検事長が定年に達したときに占めていた官及び職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。</p>

（新設）

（新設）

⑧ 第四項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による検事への任命を行うに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事項その他の検事へ任命すること

に關し必要な事項は法務大臣が定める準則で、第五項及び第六項に定めるもののほか、これらの規定による年齢六十三年に達したときに占めていた官及び職を占めたまま勤務すべき期限の延長に關し必要な事項は内閣が、それぞれ定める。

(削る)

第二十九条 檢察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について互いに必要な補助をする。

第三十条 (略)

第三十一条 第十五条、第十八条から第二十条の二まで及び第二十二条から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

附 則

第一条 (略)

(新設)

第二十九条及び第三十条 削除

第三十一条 檢察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について互いに必要な補助をする。

第三十二条 檢察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条 及び第二十二条乃至第二十五条の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)附則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

附 則

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

(削る)

(削る)

第二条

(略)

(削る)

第三十四条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。

第三十五条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなす。

第三十六条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事務官にその府の検察官の事務を取り扱わせることができる。

第三十七条 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第十八条及び第十九条の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において三年に達する者についてその三年に達した時も同様とする。

(2)

この法律施行前弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

③ 弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令（昭和十一年制令第四号）、台湾弁護士令（昭和十年律令第7号）又は関東州弁護士令（昭和十一年勅令第十六号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第十八条の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(削る)

(削る)

第三十八条 裁判所構成法による検事若しくは判事の在職又は同法による検事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省参事官、少年審判官、領事官、朝鮮総督府検事、朝鮮総督府判事、台湾総督府法院検察官、台湾総督府法院判官、関東法院検察官、関東法院判官、南洋庁検事若しくは南洋庁判事の在職は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、これを二級の検事の在職とみなす。

第三十八条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国と

第三十九条の二　沖縄法令の規定による琉球政府又は市	第三十九条　第十八条第二項第二号中二級官吏とあるのは、奏任文官を、第十九条第一項第四号中一級官吏とあるのは、勅任文官を含むものとする。	<p>の間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令（以下「沖縄法令」という。）の規定による検察官、裁判官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの（沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数）は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職の年数とみなす。</p> <p>2　沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、前項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。</p> <p>3　沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。</p>
---------------------------	---	--

町村の職員であつた者は、第十八条第二項第二号の規定の適用については、公務員の職にあつた者とみなす。

(削る)

第四十条 この法律施行の際奏任の検事で現に控訴院検事又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、検事に任せられ、二級に叙せられ、且つ、それぞれ政令で定める高等検察庁又は地方検察庁の検事に補せられたものとする。

(削る)

第四十一条 この法律施行の際現に書記長若しくは裁判所書記の職に在つて検事局に属する者又は検察補佐官の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、現に受ける号俸を以て検察事務官に任せられ、奏任又は二級の者は、二級に、判任又は三級の者は、三級に叙せられたものとする。

第四十二条 政令で特別の定をした場合を除いて、他の法律中「検事」を「検察官」に、「管轄裁判所ノ検事」を「管轄裁判所ニ対応スル検察庁ノ検察官」に改める。

(新設)

第三条 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除

(新設)

く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に検察官でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官として法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、当該準則で定める期間）において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条及び第六条第一項の規定による年齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に定年により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第五条関係）

検察官の俸給等に関する法律
(昭和二十三年法律第七十六号)

(傍線部分は改正部分)

			改 正 案
			現 行
			改 正 案
			現 行
第一条 (削る)	附 則	第一条 檢察官の給与に関する法律 (昭和二十二年法律第六十一号) 及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) 第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九五号) による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。	第一条 檢察官の給与に関する法律 (昭和二十二年法律第六十一号) 及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) 第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九五号) による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。
第一条 (略)	附 則	第二条 2 3 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、單身赴任手当を支給する。 、寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当を支給する。	第二条 2 3 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、單身赴任手当を支給する。 、寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当を支給する。
第六条 (削る)	附 則	第五条 この法律は、公布の日から、これを施行する。	第五条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年一月一日以後すでに支給された俸給その他の給与は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給与の内払とみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八条第一項第五号の給与とみなす。

（削る）

第二条 この法律の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第三条 （略）

第四条

（略）

第七条 檢察官の俸給等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廃止する。

第八条 この法律の規定は、国家公務員法の如何なる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万四千円とすることができる。

第十条 檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十日までの間ににおいては、検察官に対する俸給の支給に当たつては、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 檢事総長 百分の二十

東京高等検察庁検事長 百分の十五
次長検事及びその他の検事長 百分の十

一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条
に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸
給を受ける副検事 百分の九・七七
十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十
号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の七

六十七号の俸給を受ける副検事 百分の四・七七
前項の規定により俸給の支給に当たつて減ずること
とされる額を算定する場合において、当該額に一円未
満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関
し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

第五条 檢事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その
者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において
「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によ
りその者の受けける号に応じた俸給月額に百分の七十を
乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じた
ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を
生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）
とする。

2 檢察庁法第二十二条第四項又は第七項本文の規定に
より検事に任命された者（第三条第一項に規定する準
則（次項において単に「準則」という。）で定める者
を除く。）には、当分の間、特定日以後、前項の規定
によりその者の受けける俸給月額のほか、その者の年齢
が六十三年に達した日にその者が受けっていた俸給
月額

に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）と特定日に同項の規定によりその者の受けける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

3 前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、当分の間、その者の受けける俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第六条 前条第一項の規定の適用を受ける検察官に対する検察庁法第二十五条及び国家公務員法第八十九条第一項の規定の適用については、検察庁法第二十五条中「前二条」とあるのは「前三条又は検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項」と、同項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定による降給」とする。

2 前項の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

（新設）

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え）</p> <p>第三条 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「」とする</p> <p>「とあるのは、」に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三条第一項」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p>

○ 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百六十九号）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

附 則
(経過措置)

第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けた俸給月額（検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）の施行の日において次の方に掲げる検察官である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなるものには、平成二十六年三月三十一日までの間において、その受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（検事総長及び東京高等検察院検事長にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間）、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

一 檢事総長、次長検事、検事長、検察官の俸給等に関する法律別表検事の項一号から八号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法附則第三条に定める俸給月額の俸給又は同表副検事の項一号若しくは二号の俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十八

二 檢察官の俸給等に関する法律別表検事の項九号から十九号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同表副検事の項三号から十四号までの俸給月額の俸給

現 行

附 則
(経過措置)

第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けた俸給月額（検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）の施行の日において次の方に掲げる検察官である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなるものには、平成二十四年三月三十一日までの間において、その受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（検事総長及び東京高等検察院検事長にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間）、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

一 檢事総長、次長検事、検事長、検察官の俸給等に関する法律別表検事の項一号から八号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法第九条に定める俸給月額の俸給又は同表副検事の項一号若しくは二号の俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十八

二 檢察官の俸給等に関する法律別表検事の項九号から十九号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同表副検事の項三号から十四号までの俸給月額の俸給

2
3 (略)

2

一部施行日以降に新たに検察官になつた者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される検察官との権衡上必要があると認められるとときは、当該検察官には、法務大臣の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
3 次長検事又は検事長（東京高等検察庁検事長を除く。）で、前二項の規定による俸給を支給されるものには、検察官の俸給等に関する法律第一条第一項の規定によりその例によることとされる特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百四十四号）附則第五条の規定にかかるわらず、平成二十二年三月三十日までの間、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

○ 檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）

（附則第三十二条関係）
(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

（附則）
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第四条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（検察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法の適用の特例）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間

においては、国家

公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）

第四条第四項の規定に基づき計算される検察官の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかるらず、当該人事院規則において検察官に對して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、検察官の俸給等に関する法律附則第四条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とす。

（附則）
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び附則第六条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（検察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法の適用の特例）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（次条及び附則第四条において「特例期間」という。）においては、国家

公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）

第四条第四項の規定に基づき計算される検察官の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかるらず、当該人事院規則において検察官に對して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、検察官の俸給等に関する法律第十一条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とす。

(削る)

(検察官の給与に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律の適用の特例) 第三条 特例期間においては、検察官の給与に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第十一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、検察官の俸給等に関する法律第十条第一項 及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)第九条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(削る)

(検察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の適用の特例) 第四条 特例期間においては、検察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、同法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは、「検察官の俸給等に関する法律第一条第十一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成四年法律第二号)第九条第三項」と、同法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、検察官の俸給等に関する法律第十条第一項 及び同法第一条第一項の規定によ

りその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。」とする。

(端数計算)

第三条 前条の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(政令への委任)

第五条 前三条の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、

この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、

この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

改 正 案

現 行

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）
第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかつたこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たつて取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則で定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六百十一号）第二十条第一項各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百五条各号若しくは第三項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項に

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）
第十六条 行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかつたこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たつて取得する個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価の実施によつて、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六百十一号）第二十条第一項各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項に

六十一号) 第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいづれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。^{。れか}
(略)

六十一号) 第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいづれかに該当する疑いが生じたときは、この限りでない。^{。れか}
に該当する適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のためには、第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容を自ら利用し、又は提供してはならない。